

## 【家計急変】日本学生支援機構給付奨学金および授業料減免 申請方法について

家計急変による給付奨学金・授業料減免制度の申請手続きについてご案内します。学生本人の責任において申請する奨学金ですので、各種手続き・問い合わせは学生本人が行ってください。

※必要資料は学生課で配布していますが、来室できない場合は、返信用レターパックライトを学生課に送付してください（宛名に自身の情報を記入し、学籍番号・氏名・「JASSO 奨学金申請書類（給付家計急変）送付用」とメモを入れること）。なお一部を除き配布資料は大学 HP から入手できます。

※休学中、留学中、成績不振による留年、成績不振により修業年限内での卒業見込みがない方は申請ができません。

## ■申請の流れ

- ① 給付奨学金案内（以下「案内」）を読み、自分が支援の対象に該当するかどうかを確認し、学生課へ連絡する（事情を聞く面談を行います。電話・メール・窓口いずれも可）
  - 事由発生日から 3 か月以内に機構へ申請する必要があります。詳細は下記で案内する大学の締切を確認してください。
  - 家計急変事由が支援対象に該当し、対応する証明書類を提出できる場合に、家計急変での申込ができます。定年退職等、非自発的失業に該当しない離職等は、支援の対象とならないのでご注意ください。
- ② 進学資金シミュレーターで、該当の可能性があるかどうかを確認する。
  - 家計急変後の年間見込収入を進学資金シミュレーター「給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）」で入力し、該当するか確認してください。申請にあたって、結果表示画面を印刷したものが必ず必要になりますので、画面を印刷しておいてください。
- ③ 必要書類を揃え、学生課へ提出。
  - 必要書類は、「給付奨学金（家計急変）提出書類チェックリストの通りです。各書類の詳細は「給付奨学金案内（家計急変）」で確認ができます。
  - 提出締切：家計急変事由発生日から 2 か月後（学生課必着）  
※過ぎてしまっている場合は速やかに学生課へご相談ください。
  - 提出先：学生課窓口 もしくは 郵送  
〒981-8557 仙台市青葉区桜ヶ丘 9-1-1 宮城学院女子大学 学生課  
※郵送の場合は特定記録やレターパック等、配達記録の残る方法を利用。
- ④ 学生課から ID とパスワードを受け取り、インターネット上で申込入力を行う。
  - 提出書類の確認後、学生課からスカラネット入力のための ID と PW を発行し、ユニパで通知します。指定された期日までに入力を済ませてください。
  - この時点で学業成績要件を満たさない場合、「学修計画書」の作成とクラス担任の署名が必要になります。該当者には個別に連絡します。
- ⑤ 入力から一週間以内に、マイナンバーを日本学生支援機構へ郵送する。  
※スカラネット入力後に表示される受付番号を記載してから提出。**入力前に郵送不可！**
- ⑥ 採用された場合、3 か月ごとに継続手続きを行う。

■問い合わせ先：宮城学院女子大学 学生課 022-277-6271 [gakusei-c@mgu.ac.jp](mailto:gakusei-c@mgu.ac.jp)

なお、本学新型コロナウイルス感染症緊急修学支援給付奨学金にもあわせて申請している場合は、本結果が出た後に、審査をいたしますのでご了承ください。

《給付奨学金（家計急変）提出書類チェックリスト》

対象	提出書類
全 員 が 必 ず 提 出 す る も の	● スカラネット入力下書き用紙(必要事項を記入したもの)の写し
	● 学生本人名義の普通預金口座の通帳の写し(入力下書き用紙 p16 の注意事項参照)
	● 給付奨学金確認書(確認書兼現行給付奨学金の辞退及び第一種奨学金契約変更の承諾書) 「案内」の中に挟み込まれています。
	● 給付奨学金申請書(家計急変事由該当者用) 「案内」の中に挟み込まれています。 家計急変事由発生日は、コロナによる急変の場合、収入が減少した月の末日もしくは前月末日とすることも可能です。
	● 学生本人の最新の「課税証明書」(写し可)
	● 生計維持者の最新の「課税証明書」(写し可)
	● 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(A様式1) 下部の「申込受付番号」「奨学生番号」は空欄で構いません
	● 進学資金シミュレーター( <a href="https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/">https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/</a> )結果表示画面 「奨学金選択シミュレーション」→「給付奨学金シミュレーション(保護者の方向け)」→「2020年度秋の在学採用の申込」。2019年の収入額を入力するよう表示されますが、 <u>家計急変後の見込収入額で入力</u> してください。最後に結果表示画面が出ますので、それを印刷したものを添付してください。
	● 家計急変事由を証明する書類(「案内」p11参照) 「案内」p11の事由(A～D)により必要書類が異なります。※Dの「事情書」は不要です。 新型コロナウイルスを事由とする場合はDに該当し、証明書類は下記の「家計急変事由が新型コロナウイルスの影響による場合」に記載した書類が必要となります。
● 成績証明書 新入生・編入生：卒業・転出した学校の成績証明書 2年生以上：自動証明書発行から取得した成績証明書	
該 当 者 の み が 提 出 す る も の	【「案内」p8の学業要件を満たさない場合】
	● 学修計画書(クラス担任等の署名必要) 対象となる方へは学生課から別途連絡します。
	【進学(進級)前に家計急変の事由が発生した場合(生計維持者の死亡を除く)】
	● 家計急変の事由に該当する者の家計急変後の所得を証明する書類(写し可) 「案内」p20を参照。複数個所からの給与所得やその他の所得がある場合は、住民税の課税対象となるすべての所得の証明書が必要です
	【家計急変事由がBであって、休職中に給与が発生している場合】
	● 休職期間中の給与の支払状況を証明する書類(「案内」p20参照)
	【家計急変事由が、新型コロナウイルスの影響による場合】
	● 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書(写し)※発行が間に合わない場合は、先に申込を行い、証明書は追って提出してください。 ● (給与所得者)減収後の給与明細等(1か月分の写し) ● (給与所得者以外)自営業の帳簿(1か月分の写し)・「自営業等の所得金額計算書(所定様式)」
【申請者が外国籍の場合】	
● 受給可能な在留資格であることを示す書類(「案内」p17参照)	
【18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親の養育を受けていた場合】	
● 在籍等に関する書類(「案内」p19参照)	

※該当者のみが必要となる所定様式は、大学HPからダウンロードして使用してください。

## ＜提出書類作成に関する注意点＞

※ 重要 ※ 給付奨学金確認書、スカラネット入力下書き用紙、マイナンバー提出書類に記載する生計維持者は必ず一致させてください。生計維持者については「案内」p14を確認してください。

注意1 家計急変理由の選択の際、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した場合は、Dの「生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合」を選択します。証明書類は、「罹災証明書及び事情書」を「公的支援を受けている証明書」と読み替えます。

### 注意2 「給付奨学金確認書」について

申込者本人、親権者（本人が未成年の場合のみ）の欄は、それぞれ自筆署名してください（代筆は不可）。

印鑑は本人・父・母すべて異なる印鑑を使用してください（同一印は不可）。

住所も「同上」と省略せず、正確に記入してください。

### 注意3 「スカラネット入力下書き用紙」について

※ 下書き用紙の右側に書かれた注意事項をよく読んで記入してください。

1 ページ目「奨学金学種」・・・(1) 定期採用 を選択してください。

#### C-奨学金申し込み情報

1. 給付奨学金「希望します」、2.貸与奨学金「希望しません」を選択してください。

#### D-あなたの在籍状況

10.キャンパスの住所の郵便番号に大学の専用郵便番号「981-8557」を入力するとエラーがでます。桜ヶ丘の郵便番号「981-0961」と入力してください。

#### J-あなたの家族情報・・・生計維持者については「案内」P.14を確認すること

生計維持者は原則父母を指すので、父母がいる場合は生計維持者①②に父母の情報を必ず記入してください。（無職の場合でも生計維持者欄に情報を記入すること）

#### K-特記情報

1.授業料は下記の金額を記入してください。

現代ビジネス学科・心理行動科学科	76万	生活文化デザイン学科	86万
教育学科	81万	日本文学科・英文学科・人間文化学科	72万
食品栄養学科	90万	音楽科	101万

#### M-奨学金振込口座情報

奨学金は「学生本人名義」の口座に振り込まれます（親名義の口座は不可）。自分の口座を持っていない方は、必ず本人名義の「普通預金口座」（当座預金や財形貯蓄口座は不可、また一部利用できない銀行があるので、入力下書き用紙のp16確認事項をよく読んでください）を作り、その口座番号を記入し、通帳のコピーを貼ること。

## 【参考】

### 新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において 認められる公的支援の基準

- (1)国、地方公共団体又はその他の公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人又はそれらに類するもの）が実施しているもの。
- (2)新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援の制度として新設されたもの、拡充されたもの、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響であることを申込事由の一つとして認めているもの。
- (3)当該公的支援を必要としている者の収入等が減少したことを要件としており、審査を行ったうえで、支援の対象として認めているもの。

#### 制度例

制度名	主な実施機関
新型コロナウイルス感染症特別貸付 小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策マル経融資）	日本政策金融公庫
生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対策衛経） 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付	日本政策金融公庫
危機対応融資	商工組合中央金庫 日本政策投資銀行
セーフティネット保証4号 セーフティネット保証5号 危機関連保証	信用保証協会
小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付	（独）中小企業基盤整備機構
小学校休業等対応支援金（委託を受ける個人向け）	都道府県労働局
緊急小口資金 総合支援資金（生活費）	社会福祉協議会
厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予	厚生労働省 日本年金機構
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予	地方公共団体
国税・地方税の納付猶予	国税庁 ・ 地方公共団体

例に挙げたもの以外でも、(1)～(3)の基準に該当する制度であれば対象となります。

※学生対象の『学びの継続のための学生支援緊急給付金』は対象とはなりません。